

第 2 期
八 峰 町
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

令和 2 年 3 月

— 目 次 —

第1章 本町の人口動向と目指すべき方向	P. 1～3
1 人口動向	
2 目指すべき方向	
第2章 策定趣旨と位置づけ	P. 4
1 策定の趣旨	
2 位置づけ	
第3章 基本的視点と基本目標	P. 5～8
1 基本的視点	
2 基本目標	
3 推進期間	
4 重点的な取り組み	
第4章 具体的な施策	P. 9～14
1 仕事づくりのための産業振興	
2 定住・移住対策	
3 少子化対策	
4 人口減少社会への対応	
第5章 効果的な推進と検証	P. 15
1 推進体制等	
2 検証	
参 考 第2期八峰町総合戦略策定委員	P. 16

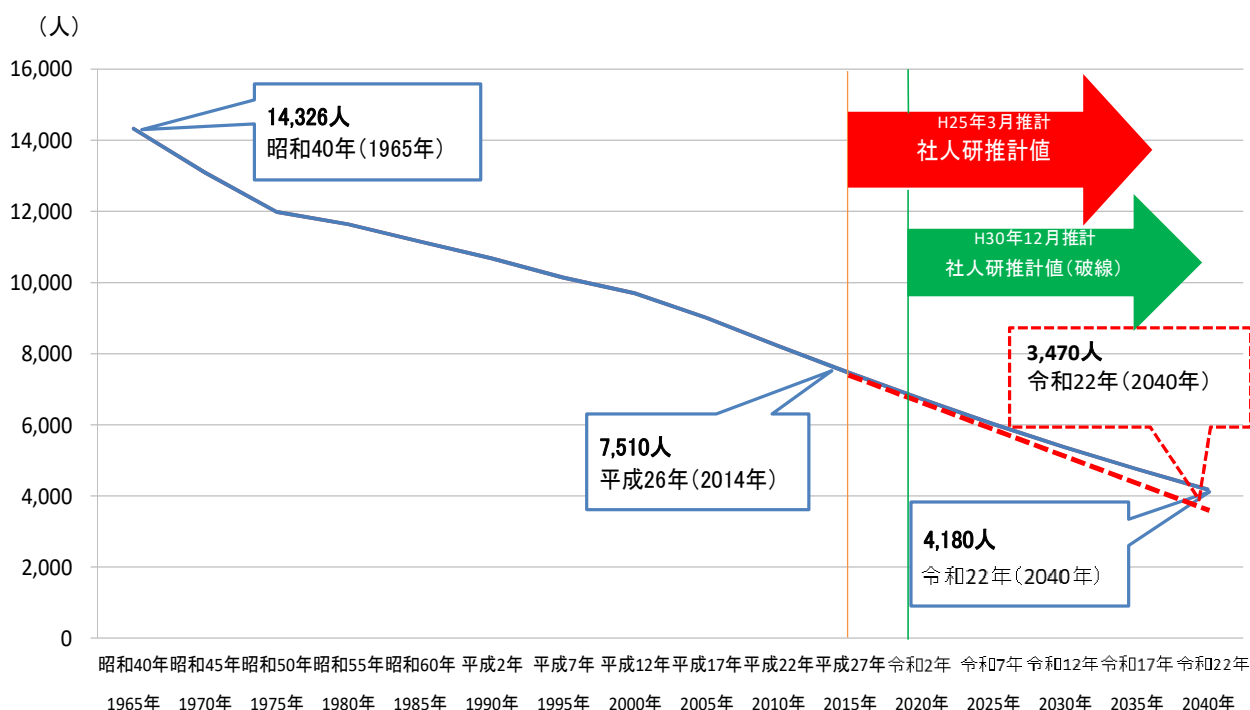
第1章 本町の人口動向と目指すべき方向

1 人口動向

本町の昭和40年(1965年)以降の総人口の推移をみると、昭和40年の1万4,326人から減少傾向が続いており、平成26年(2014年)には7,510人となっている。平成17年(2005年)以降も人口減少に歯止めがかからず、年率1%を超えるペースで進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が行った「日本の地域別将来推計人口(平成30年12月推計)」によると、令和22年(2040年)の本町人口は3,470人と推計されている。

年齢別の人口の動向をみると、生産年齢人口および年少人口の割合が低下すると同時に、老年人口の割合が上昇する傾向が続いており、人口減少とともに少子高齢化が進行している。

【本町人口の推移】



(出所) 秋田県内市町村別年齢別男女別人口、秋田県廃止市町村一覧

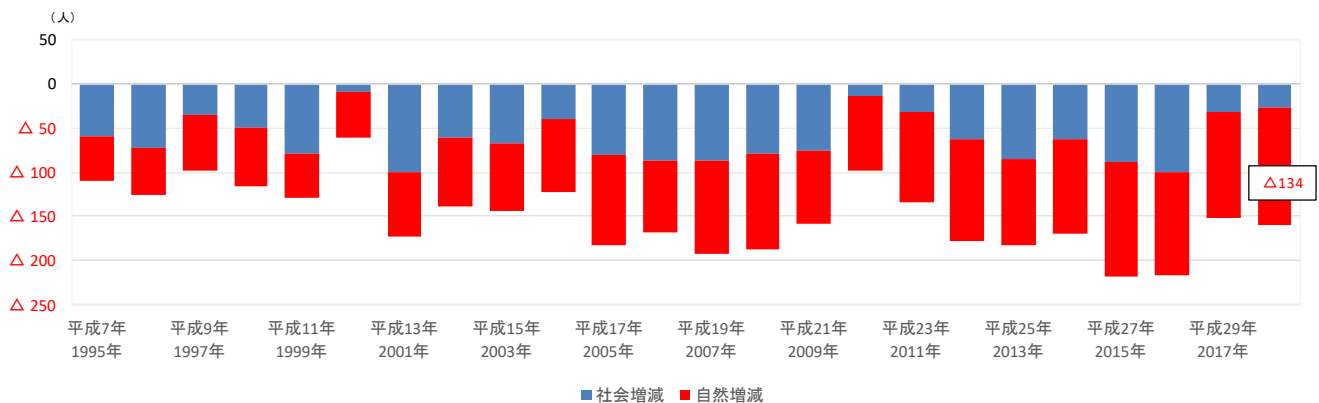
人口の社会増減(転入・転出)について平成7年以降のデータをみると、一貫して転出が転入を上回る「社会減」の状態が続いている。この要因は大学・専門学校等への入学や就職のために町外へ転出する若年層が多いことであり、平成17年以降に関しては、概ね毎年100人程度の「社会減」による人口流出が続いている。

自然増減(出生・死亡)について平成7年以降のデータをみると、一貫して死亡が出生を上回る「自然減」の状況が続いている。平成7年(1995年)には、出生数77人に対し死亡数127人と自然増減が▲50人の「自然減」状態となっていた

が、平成 20 年(2008 年)以降、出生数は 30 人程度まで落込み、平成 30 年(2018 年)には出生数が 24 人にまで減少、一方で死亡数は平成 30 年には 158 人となり、「自然減」が▲134 人の状況となっている。

このように、従来からの「社会減」による人口減少が累積してきたことに加え、少子化・高齢化が進み生産年齢人口の減少による「自然減」も拡大している状況にあることが、人口減少が継続している要因になっていると考えられる。

【社会増減および自然増減の状況】



(出所) 出生数・死亡数・転入数・転出数_市区町村 (RESAS より入手)

2 目指すべき方向

日本全体および秋田県においても人口が減少する局面を迎える中、本町において人口減少を短期的かつ劇的に抑制、改善することは困難と判断される状況にあるが、このまま人口減少が進むことは経済規模の縮小などを招き、地域社会の維持にも影響を及ぼしかねない。

本町において、平成 27 年 (2015 年) に策定した人口ビジョンの人口推計を上回る速度で人口が減少していることから将来人口推計の時点を更新し、純移動率や子ども女性比 (15～49 歳女性人口に占める 0～4 歳人口の比) を独自に設定して推計した。独自推計で掲げた目指すべき人口は、令和 7 年 (2025 年) に 5,672 人、令和 22 年 (2040 年) に 3,804 人であり、達成するためには以下のような取り組みが必要である。

(1) 社会減・自然減の抑制

将来的に社会減を抑制するためには、町外への流出を防ぎ転入者を増加させることが不可欠である。近年、悪化している若年層の定着率を改善するためには、町内および圏域内での雇用確保が必要であり、大学・専門学校等の進学を機に転出した層の U ターンを一層促進するような就労・生活環境の整備が必要となる。更に、子育て世代の近隣市町への転出が顕著にみられることから、子育て世帯向けの住環境の整備などその抑制策も急務となっている。

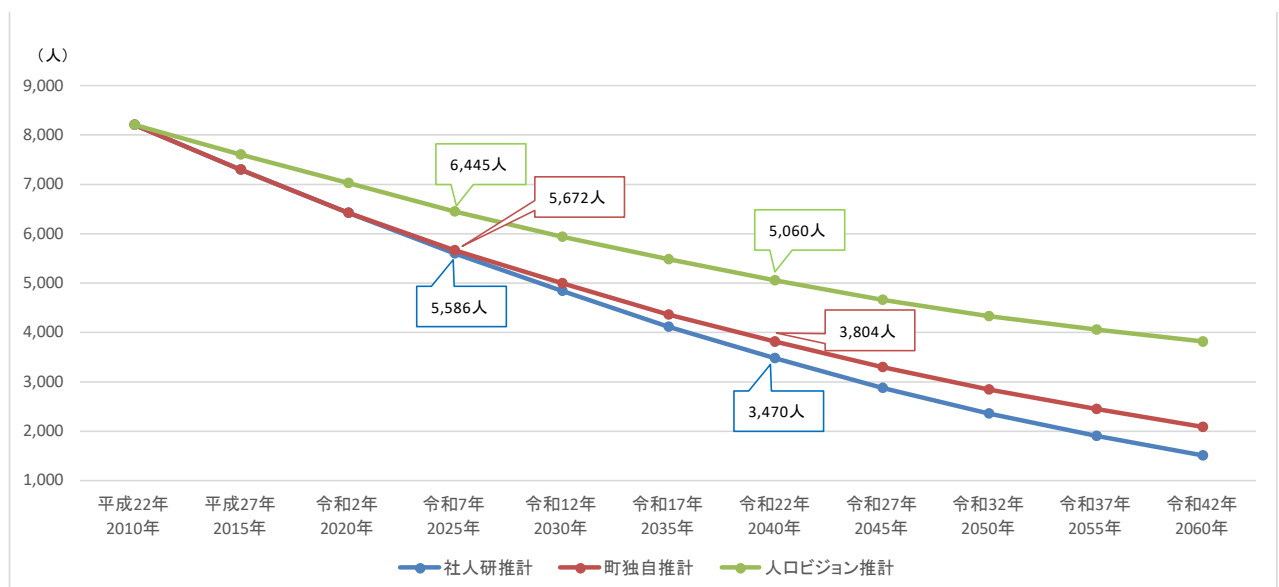
自然減の抑制のためには、子育て世代を増やすことが必要であり、そのためには、出産および子育てに関する長期的な支援の充実を含む総合的な取り組みが必要になる。

(2) 持続可能な地域づくり

本町の高齢化率は、平成 27 年（2015 年）の 41.7%から、令和 37 年（2045 年）には 64.5%に達すると推計されると同時に、主要産業の 1 つである農業・林業・漁業の担い手が一層高齢化することにより、基幹産業の衰退が危惧される。

このため、上述のように人口の転入増加を図りつつ、高齢化の進む産業における人口構造の若返りを図る施策等が、持続可能な地域づくりに必要となる。

【目指すべき将来人口】



（出所）将来人口推計ワークシート、八峰町人口ビジョン

第2章 策定趣旨と位置づけ

1 策定の趣旨

我が国は、平成20年をピークに人口減少局面に入っており、今後も人口が減少し続けると推計されている。特に、地方においては、若者の東京圏への流出や、未婚・晩婚・晩産化による出生数の減少等により、人口減少の進行が著しく、地域活力の低下にとどまらず、市町村の消滅が懸念されている。

このため、国では、地方の衰退は、国の衰退につながるとし、まち・ひと・しごと創生本部を設置するとともに、平成26年12月にまち・ひと・しごと創生法（以下「創生法」という。）を制定し、国と地方が一体となって地方創生を実現するため、それぞれが総合戦略を策定することとした。

国においては、①東京一極集中の是正、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、③地域の特性に即した地域課題の解決などを柱とした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、平成27年度から31年度（令和元年度）までの数値目標を設定し、取り組んできたところであり、最終年度となる令和元年度はこれまでの施策を検証するとともに、新しい時代の流れを力にするなどの新たな視点を踏まえ、第2期総合戦略を策定した。

都道府県および市町村については、創生法第9条および第10条により、国の総合戦略を勘案し、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が努力義務とされている。

本町においても、国および秋田県が策定した第2期総合戦略の基本的な考え方や本町の第1期総合戦略および八峰町人口ビジョンの分析を踏まえ、優先順位を見極め、本町の持つ地域の特性を生かした「しごと」と「ひと」の好循環を生み出し「まち」の活性化に繋げるため、「第2期八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するものである。

2 位置づけ

総合戦略の策定にあたっては、国や秋田県が定めた総合戦略の基本的な考え方や政策の方向性を基に、本町の特徴を勘案した計画づくりを行う。

また、平成28年（2016年）に策定した『第2次八峰町総合振興計画』（計画期間：平成28年～令和7年度）の理念や将来像と整合を図り、有機的な連携を図るとともに、総合振興計画の6つの基本目標の達成に向け、一定のまとまりの政策分野をパッケージとし、全庁を挙げて重点的に取り組むものとして、総合戦略を位置づける。

第3章 基本的視点と基本目標

1 基本的視点

本町では、若年層を中心とした人口の流出を背景に、集落の小規模化や高齢化が急速に進み、基幹産業である農林水産業の衰退や地域の担い手の不足、空き家や耕作放棄地の増加など、地域コミュニティを維持していくうえで、深刻かつ厳しい状況に直面している。

日本全体が人口減少社会を迎えるなかで、本町においても、今後、一定の人口減少が避けられない状況にあり、社会減の過半数を占める20～40歳代の若者や子育て世代の減少がこのまま続くと、人口の再生産が進まず、地域社会の維持そのものが困難な状況になっていくことが懸念される。

このような状況を踏まえ、「若い大人を増やす」、「子育て世帯を応援する」、「農林漁業の担い手を確保・育成する」の3つの視点から、本町で実施している施策を洗い出し、検討した。

こうした検討結果と国の総合戦略における視点を勘案し、①「生産性が高い稼ぐ地域をつくる」、②「東京圏等への人口流出に歯止めをかけ、八峰町への人の流れをつくる」、③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、④「時代に合った地域づくり、くらしの安全を守る」の4つの視点に沿った取り組みを進める。

2 基本目標

基本的視点に沿って、4つの政策パッケージごとに基本目標を定め、具体的な取組を推進する。また、それぞれの基本目標には、推進期間で住民にもたらされる便益（アウトカム）に関する数値目標を設定する。

- (1) 仕事づくりのための産業振興
- (2) 定住・移住対策
- (3) 少子化対策
- (4) 人口減少社会への対応

3 推進期間

第2期総合戦略の推進期間は、国および秋田県の総合戦略との整合性を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

4 重点的な取り組み

(1) 仕事づくりのための産業振興

◎農林漁業所得の向上

本町の基幹産業である農業、林業、漁業について、就業者の高齢化や減少が進行する中であっても、生産性や所得の向上を図るため、ネギ・キャベツ等の園芸メガ団地整備をはじめ、磯根資源を活用した育てる漁業など新たな可能性を探りながらの付加価値の高い作物等の生産や、地域に根付いた元々ある資源を活用した6次産業化を促進する。

- 菌床しいたけ産業推進体制強化事業
- 生薬栽培推進事業

◎新たな仕事づくり

少子化、高齢化の急速な進行や新たな技術の開発などにより、産業構造や職業構造が目まぐるしく変化するなか、新たな分野への参入を目指す個人、企業等を支援していくことで、成長分野への新たなきっかけづくりを推進する。

- 雇用創出・起業創業支援事業
- 空き公共施設活用支援事業

◎地域資源を活用した経済の活性化

人口減少が著しく地域の活力が衰退しつつある本町において、地域連携DMO等と協力し、世界自然遺産「白神山地」や日本海などの豊かな自然を堪能できる体験メニュー等の開発を広域的に進めることで、国内外からの誘客を促進し、宿泊を中心とした地域経済の活性化を図る。

- 地域連携DMO推進事業

◎担い手人材の確保・育成

本町では、農業、林業、漁業等の各産業分野において、担い手の減少や高齢化等が進むなか、新規就業者の確保・育成が急務となっている。各産業分野への支援を強化・継続し、地元の産業を牽引する優れた人材を確保・育成することにより、事業者の活性化、生産性の向上、競争力の強化などを図る。

- 担い手人材確保育成事業

(2) 定住・移住対策

◎居住環境の充実

本町は6団地93戸の町営住宅を有しているものの、所得制限等により、共働きの若い世代が入居できないような状況にあるため、地元定着を望む若い世代や定住希望者が入居することができる経済的負担の少ない住宅の整備や新築住宅、空き家の取得、改修への支援をするとともに、町内で生活する若者等を経済的に支援することで、町内での住まいの選択肢を広げ、定住・移住を促進する。

- 定住促進用空き家改修事業
- 住まいづくり応援事業
- 地域活性化住宅整備事業
- 若者世代生活応援事業

◎情報発信の強化

本町の認知度を向上させるため、ふるさと回帰支援センターや他市町村等との連携による移住促進イベント開催および町のホームページや各種サイト等を利用した情報発信により、本町の魅力を町内外に積極的に発信していく。

- 情報発信強化事業

◎官民協働による移住者受け入れ体制の強化

国民のライフスタイルの変化やUIJターン、二地域居住の普及等による都市部から地方への移住・交流の気運を捉え、首都圏等に居住している本町出身の若年層を中心に、地域外の人材を積極的に誘致し、地域力の維持強化を図るとともに、本町での暮らしをサポートする相談体制を整備し、町内への移住を促進する。

- 移住者受入体制強化事業

(3) 少子化対策

◎結婚から子育てまで切れ目のない支援

少子化の要因である未婚化・晩婚化の流れを変えるため、結婚を希望するより多くの若者が望みを叶え、希望する時期に安心して出産・子育てができる社会づくりを目指して、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事と育児の両立といったライフステージに応じた施策を、切れ目なくより強力で推進する。

- 出会いの場創出事業
- 子育て世帯負担軽減事業
- 子育て世代包括支援センター整備事業

◎教育環境の整備

質の高い教育環境が居住地選択に際しての大きな動機づけとなることから、各段階に応じた教育施策を充実させ、学力向上に向けた総合的な取り組みを推進する。

- ICT 教育等環境整備事業
- ふるさと教育推進事業

(4)人口減少社会への対応

◎地域コミュニティの機能維持

人口減少が進むことで地域活動の衰退や交通空白地域の問題、集落の過疎化などが生じていることから、持続可能なまちづくりを目指し、地域を活性化する取組への支援や買い物弱者に対する移動販売への支援、集落人口予測の周知を通じて集落の将来を考えるきっかけにする、社会人や働く若い世代への学習機会の提供など、様々な課題に的確に対応しながら、地域コミュニティの機能維持を図る。

- 交通空白地・交通弱者対策事業
- まちづくり活動支援事業

◎健康寿命の延伸と元気な高齢者等が活躍できる環境づくり

人口減少の要因の一つに死亡者数の増加が挙げられることから、健康寿命を延伸し、人口減少の速度を緩やかにするため、高齢者をはじめとしたすべての町民が生涯現役で地域貢献、社会貢献していけるよう、心と体の健康づくりに取り組んでいく。

- 心と体の健康づくり事業

第4章 具体的な施策

【重要業績評価指標(KPI)】

仕事づくりのための産業振興 1次産業への新規就業者数 新規起業数	13人 (H30) → 13人 (R6) 2人 (H30) → 2人 (R6)
定住・移住対策 社会減の抑制	△0.57% (3カ年平均 (H28～H30)) → △0.30% (3カ年平均 (R4～R6))
少子化対策 年少人口割合 出会いイベント数	8.1% (H27) → 5.8% (R6) 1回 (H30) → 4回 (R6)
人口減少社会への対応 住民が実施するイベント数 公共交通の再編	4回 (H30) → 7回 (R6) 0回 (H30) → 1回 (R6)

1 仕事づくりのための産業振興

◎菌床しいたけ産業推進体制強化事業

ホダ生産ラインの改良、拡張や研修棟、栽培棟の整備により、新規就農者を含めた生産希望者への安定的なホダの供給や施設の利用が可能となり、菌床しいたけの10億円産地を目指す体制が整ったことから、『菌床しいたけ産業』関連の起業者および就業者を増加させるとともに、地元ナラ材を活用したホダを製造することで林業の活性化も推進させる。

◎生薬栽培推進事業

農業経営基盤の強化や安定収入の確保、耕作放棄地対策の一つとして、生薬栽培の普及を推進することで、生薬調製乾作業における雇用の創出を図るほか、生薬規格外品を活用した食品等により、農家の収入増加および町の特産品化を推進する。



◎雇用創出・起業創業支援事業

雇用や起業を促進し、新たな仕事づくりと産業の活性化を図るため、商工会等と連携した相談体制を維持強化しながら、雇用奨励金や起業支援補助金等により支援する。

◎空き公共施設活用支援事業

空き公共施設を IT 企業等の誘致や町民団体の活動拠点のほか、外国人労働者の住まいとして整備するなど、幅広い分野に活用していくことで、地域の活性化および雇用機会の拡大を図る。

◎地域連携 DMO 推進事業

能代山本管内の官民で構成される「一般社団法人あきた白神ツーリズム」を主体としたインバウンド対応を促進し、国内外からの旅行者のニーズを把握しつつ、地域資源や地域の人材を活かした体験メニューを取り入れ、青森県も含めた近隣市町村等との協力体制の強化を目指しながら交流人口の増加と地域経済の発展を図る。

◎担い手人材確保育成事業

担い手不足が進行している農林漁業をはじめとした各産業分野において、後継者の確保や外国人労働者を含めた新規就業者の確保に向けた取組に対し相談体制を整備し、マッチングや人材育成事業補助金等きめ細かな支援を行っていくことで、地域産業に貢献できる意欲ある人材を育成する。

2 定住・移住対策

◎定住促進用空き家改修事業

年々増加する空き家を定住移住希望者に貸し出すための住宅として整備することで町外への流出を防ぎ、定住・移住者の確保に繋げる。

◎住まいづくり応援事業

子育て世帯や高齢者の支え合い世帯などが新築、一般住宅のリフォーム、中古住宅の取得などをする場合の経費を支援するとともに、無償譲渡等を前提とした宅地造成を推進することで、地元定着を希望する若年層の町外流出を防ぎ、町内での暮らしを検討している若年層の定着を図る。



◎地域活性化住宅整備事業

公営住宅法にしばられない住宅として、用途廃止した町営住宅を改修して貸し出すことで、所得制限等により町営住宅から退去する住民などの受け皿とし、町内への定住を図る。

◎若者世代生活応援事業

町内に居住している収入の少ない若年層等を経済的に支援するため、プレミアム商品券を発行することで、若年層の地域への定住を促進するとともに、個人消費の拡大による地域商工業の活性化を図る。

◎情報発信強化事業

ウェブサイトや SNS を有効活用するほか、定住移住促進パンフレット等を製作し、首都圏で開催される県や県北合同移住フェアなどのイベントを通じて、白神山地や日本海などの自然の豊かさや暮らしやすさを効果的に町内外へ情報発信し、町内への定住・移住を促進する。また、本町出身の若年層を中心に定住移住に関する情報等を発信するため、継続的な関係を構築できる体制の整備を図る。



◎移住者受入体制強化事業

移住に関する課題や成功事例等を共有し、効率的かつ効果的な移住施策を展開していくため、町内外の移住者および移住者受け入れに取り組んでいる各種団体等との連携強化を図るとともに、一つの相談窓口により、移住希望者の多様な要望にきめ細かに応じる。また、各自治会等との連携を密にし、移住者が集落内で孤立しないようにするほか、本町でのつながりを作るための移住者交流会を実施するなどのサポート体制を構築する。

3 少子化対策

◎出会いの場創出事業

独身男女の出会いの場が少ないことが、晩婚化・未婚化の要因の一つとなっていることから、周辺市町村や商工会、農林漁業者、結婚サポーター等と連携し、出会いのきっかけとなる各種イベント等の実施を促進する。

◎子育て世帯負担軽減事業

出産祝金の支給や医療費・保育料・学校給食費等の軽減化、小中学校入学祝金など、切れ目のない支援を行っていくことで、安心して子供を産み育てられる環境を整備する。



◎子育て世代包括支援センター整備事業

子育て支援センターを発展させた「子育て世代包括支援センター」を整備し、妊娠期から就学前までの妊産婦や子どもとその保護者に対し、保健医療や福祉に関する機関等と連携し、母子保健施策と子育て支援施策を一体的に提供することで、本町の特性に応じた切れ目ない支援をする。また、多くの方に利用してもらうため、里帰り出産をした母親へ情報を発信するなど、利用者のニーズに対応した、利用しやすい環境を整備する。



◎ICT 教育等環境整備事業

学力の基礎が培われる小学生から中学生まで、ICT 機器を取り入れた教育を実践していくことで、高度情報化、グローバル社会を生き抜く力を育てるとともに、英語教育の推進や外部学習支援員を活用することで質の高い教育環境を整備する。

◎ふるさと教育推進事業

地域の自然、歴史、文化、伝統行事、産業、八峰白神ジオパークといった教育資源を活用し、学校、家庭、地域が一体となって、コミュニティ・スクールを推進することで「将来の町を支える人材の育成」「持続可能な地域づくり」につながる児童・生徒の育成を図る。



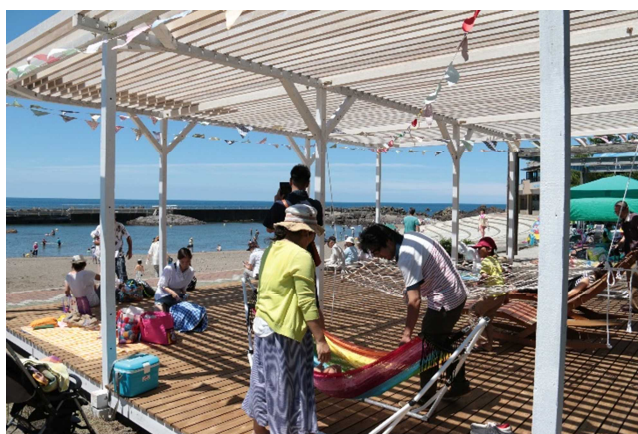
4 人口減少社会への対応

◎交通空白地・交通弱者対策事業

少子化、高齢化が進む中、免許返納者が増える等、地域公共交通の役割がより重要になってくるため、旅客運送サービスを実施する事業者等と連携し、町内における地域住民の日常生活に必要な交通手段の確保および利便性の向上を図る。また、町営診療所送迎バスにより商店や駅などを經由することで、利用者の利便性向上につなげる。

◎まちづくり活動支援事業

町内の個人や団体が行う、町民生活を豊かにする取り組みを応援することにより、町民活動や地域の活性化を図るとともに協働のまちづくりを推進する。



◎心と体の健康づくり事業

高齢者をはじめとしたすべての町民が、健康で生涯活躍できるまちづくりを推進するため、チャレンジデーや健康教室、運動教室、介護予防教室等で運動・スポーツの日常化を進めるとともに、心と命を考えるフォーラム等の各種講演会を開催する。また、ことぶき大学やシルバー人材センター、老人クラブ等の参加を促進するほか、子どもとふれあう機会を増やすことで、高齢者の生きがいや居場所づくりを図る。



第5章 効果的な推進と検証

1 推進体制等

人口減少は、様々な事項が複層的に関係していることから、一朝一夕に克服できるものではなく、町はもとより、町民、国、県、企業、学校、NPO等の多様な主体が、それぞれ有する特長や能力に応じた役割を果たすとともに、互いに連携しながら取り組みを展開することが重要である。

このため、第2期総合戦略の策定段階において、産業界や議会、学校、移住者、子育て世代、地域づくり団体の代表で構成する若い世代を中心とした第2期八峰町総合戦略策定委員会による調査・審議を行った。

今後は、第2期八峰町総合戦略検証委員会において、総合的な進行管理を行うほか、引き続き、町民意見を踏まえながら、「オール八峰」で総合戦略の推進を図る。

2 検証

進行管理に当たっては、PDCAサイクルを導入し、基本目標ごとの数値目標と重要業績評価指標(KPI)の達成状況を踏まえ、施策等の効果を検証するとともに、課題を整理し、次年度に向けて施策・事業の見直しを行い、必要に応じて総合戦略を改訂する。

また、検証結果については、町民に分かりやすく公表する。

(参考)

第2期八峰町総合戦略策定委員

NO	分野	所属	役職	氏名
1	産業界	八峰町観光協会	会長	太田 治彦
	住民代表	総合振興計画審査委員会	副会長	
2	産業界	八峰町観光協会	事務局長	板谷 大樹
	地域づくり団体	まちおこしNPOオモシエナ	代表	
3	産業界	白神八峰商工会	事務長	小玉 育宏
4	産業界	有限会社 但馬漁業	代表取締役	山本 太志
5	産業界	Norte Carta	代表	岡本 大介
	移住者	—	—	
6	産業界	農事組合法人はっぼう 農園	理事	芳平 裕太
	移住者	—	—	
7	産業界	CRANDS	代表	鈴木 了
	移住者	—	—	
8	行政機関	八峰町議会	議長	門脇 直樹
9	教育機関	八森小学校	校長	多賀谷 雅人
10	子育て世代代表	子育て世代代表		南部 陽香
11	地域づくり団体	(一社)ドチャベン ジャーズ	代表理事	柳澤 龍
12	住民代表	ひより会	代表	藤田 はるみ
13	八峰町役場	八峰町役場	副町長	日沼 一之

(事務局)

	八峰町役場	企画財政課	課長	和平 勇人
	〃	〃	企画係長	佐藤 雄樹
	〃	〃	企画係主任	長門 将志